

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第509回議事録

令和3年（2021年）12月20日開催

## 第509回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)12月20日(月) 午後4時から

開催場所 KKR ホテル熊本 2階ローズルーム

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 浜口多美雄  
西川幸一 平山泉 小森田智大 佐小田眞智子

(欠席委員) 藤森隆美 八塚夏樹

(漁業取締事務所) 主任技師 小崎修司

(水産振興課) 主幹 鮫島守

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史  
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導部長 橋口謙吾

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

熊本県資源管理方針に定める「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事  
管理区分に配分する数量について(諮問)

(2) 報告

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の議案に係  
る書面表決結果について

事務局

定刻になりましたので、第509回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第509回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

それでは、ただ今から第509回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と小森田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「熊本県資源管理方針に定める「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第1号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は5ページをご覧ください。

まず、漁業法に基づく資源管理の大まかな流れをご説明します。

資源管理では、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる資源水準に、水産資源を維持又は回復させることを管理の目標として、全国の漁獲データ等を利用し、水産庁の委託事業により、国立研究開発法人水産研究・教育機構が資源評価を行い、その結果に基づき水産庁が各資源の日本全体の年間漁獲可能量を設定します。

その日本全体の年間漁獲可能量について水産庁が大臣許可漁業や各都道府県の過去の漁獲実績等に基づき配分します。各県へ割り当てられた漁獲可能量を都道府県別漁獲可能量と呼びます。

都道府県別漁獲可能量が配分された各都道府県は、資源管理の手法等を定めた資源管理方針に基づき、各知事管理区分へ漁獲可能量を配分します。知事管理区分とは、各県で定めた県内での資源管理を行う単位であり、この知事管理区分に配分された漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と呼びます。知事が知事管理漁獲可能量を定めようとする場合は、漁業法第16条第2項において、関係漁業調整委員会へ意見をうかがうこととされています。

そこで今回、令和4年1月1日から次の管理年度が始まる「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」について、令和3年12月9日付け農林水産省告示第2104号において、熊本県の都道府県別漁獲可能量が定められたことに伴い、当該特定水産資源の知事管理漁獲可能量を定めるため、皆様のご意見を賜りたく存じます。なお、マアジ及びマイワシの熊本県での主な漁場は天草や八代海ですが、漁業法では、一本釣り等の自由漁業を含むあらゆる漁業に対し、資源管理対象の漁獲報告義務が課されていることから、有明海沿岸漁協も関係いたしますので、本委員会へも諮問させていただいています。

資料6ページをご覧ください。これは水産研究・教育機構のマアジについての資源評価資料の抜粋になります。マアジは東シナ海から日本海に分布する集団を対馬暖流系群、太平洋側の集団を太平洋系群に分けて資源評価を行ってきた歴史があり、現在も別々に資源評価がなされていますが、研究者らの協議の結果、両者を分ける科学的根拠が乏しいという理由から、現在は一まとめにして管理されています。

資料は1つ前の資源管理の流れをお示した5ページの3水産庁から各都道府県への配分に戻ってください。都道府県別漁獲可能量は過去3年の漁獲実績に基づき配分され、平均シェア率が大臣許可漁業も含めて全体の80%を構成する都道府県には数量による割り当てがあります。熊本県のシェア率は約0.3%であり、全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく現行水準という割り当てがされました。現行水準の県では、資源への影響が比較的小さい、わずかな漁獲しかないものの、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められます。また、資源評価等の根拠となる漁獲量の報告義務については、現行水準の場合にも適用されます。

次に、資料7ページをご覧ください。熊本県資源管理方針の「まあ

じ」についての管理手法等を定めた別紙 1-1 を添付しています。「まあじ」の知事管理区分は熊本県まあじ知事管理区分だけであり、第 3 で都道府県別漁獲可能量の全量を熊本県まあじ知事管理区分へ配分することとしているため、当該知事管理区分の知事管理漁獲可能量も現行水準になります。

続いて、資料 8 ページをご覧ください。マイワシでは、東シナ海から日本海に分布する集団と太平洋側に分布する集団は回遊パターン等の生態的特徴が異なる独立した集団であると考えられており、個別に管理していく必要があります。このような資源管理上の単位を系群と呼び、東シナ海から日本海側の集団を「まいわし対馬暖流系群」、太平洋側の集団を「まいわし太平洋系群」と呼んでいます。

資料 5 ページの 3 水産庁から各都道府県への配分に戻ってください。熊本県沖で漁獲されるマイワシは「まいわし対馬暖流系群」です。「まいわし対馬暖流系群」の熊本県の全国シェア率は約 0.4 %であり、県への割り当て量は「まあじ」と同様、現行水準となります。

資料 9 ページをご覧ください。「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分は熊本県まいわし知事管理区分だけであり、第 3 の配分基準に基づき、当該知事管理区分の知事管理漁獲可能量は現行水準となります。

最後に資料 4 ページをご覧ください。ここまでご説明いたしましたとおり、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの令和 4 管理年度における、知事管理漁獲可能量を現行水準と定めることについて、御審議の程よろしく願います。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

意見がないようですので、第 1 号議案の審議に入りたいと思います。第 1 号議案「熊本県資源管理方針に定める「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

次に、議事2の「報告」の「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の議案に係る書面表決結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局です。

議事2の報告、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の議案に係る書面表決結果について御説明します。

なお、以降の説明におきまして、全国海区漁業調整委員会連合会を全漁調連と略させていただきます。

資料11ページをご覧ください。

令和3年11月10日付け漁調委第171号により沖縄海区漁業調整委員会会長より、令和3年度全漁調連九州ブロック会議の議案に係る書面表決結果の通知がありました。

今年度の全漁調連九州ブロック会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、書面協議により実施されました。

書面表決の内容につきましては、第1号議案の「令和3年度要望事項について」と、第2号議案の「次期開催海区について」の両議案が全会一致で承認されております。

資料13ページ以降に、九州ブロック会議の議案書を示しております。

資料17ページをご覧ください。

第1号議案の令和3年度要望事項について、九州ブロックの各県から提案された要望事項の一覧を示しております。

本県からは、(2)大中小型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について、(7)東シナ海における漁船の安全操業確保について、(17)ミニボートによる危険行為の防止について、(23)海区漁業調整委員会の財政基盤の確保についてを要望し、九州ブロックの各県からは、本県が要望した内容について、異論はありませんでした。

本県から要望した内容について、各県の海区委員会からの意見につきましては、資料の21ページ、31ページ、51ページ、63ページにつけております。

九州ブロックの各県から提案された要望についても、他県からの異論はなく、その結果、九州ブロック会議の書面表決においても全ての県の要望が承認されております。

資料66ページをご覧ください。

全漁調連九州ブロック会議の開催状況について、平成元年から令和3年までの開催海区を示しております。

また、九州ブロックの各県が了解の上で、令和7年度までの開催計画が作成されております。

これにより、第2号議案の次期開催県につきましては、長崎県連合海区が担当することとなり、長崎県で開催されることが決まりました。

第1号議案の令和3年度要望事項につきましては、去る12月10日（金）に東京都で開催された、全漁調連の会長及び副会長会議におきまして、全国のブロック会議から提出された要望を1つの要望書として取りまとめる作業が行われました。

今年度、本県は、全漁調連の副会長県であり、熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長に、全漁調連の副会長を務めていただいております。

江口会長からは、本県から要望された内容について、漁業の現場の状況を改めて丁寧に説明していただきました。出席された水産庁をはじめ、会長、副会長にも十分理解していただけたものと思います。

会議で取りまとめられた要望書につきましては、来年5月に宮城県で開催される全漁調連の総会に諮られ、承認されれば、同年6月から7月にかけて、関係省庁に対する要望活動が行われます。

来年5月に予定されています総会、6月から7月に予定されています要望活動にも江口会長に御出席をお願いすることとなります。よろしく申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」についての質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

なければ、これで第509回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会  
します。